参考資料７

愛知県病院開設等許可事務取扱要領

（目的）

第１　医療法（昭和２３年法律第２０５号。以下「法」という。）第７条の規定に基づく許可のうち、病院の開設、病床数の増加又は病床種別の変更及び診療所の病床の設置、病床数の増加又は病床種別の変更（以下「病院開設等」という。）に係る申請等の取扱いについて、手続の公平性・公正性を図るとともに、円滑な事務処理を行うため、この要領を定める。

（基本方針）

第２　本県の病院開設等の病床整備については、愛知県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）において定める基準病床数（療養病床及び一般病床（以下「一般病床等」という。）については２次医療圏ごとに、精神病床、感染症病床及び結核病床（以下「一般病床等以外の病床」という。）については全県域で算定したもの。）及び別に定める時点の既存病床数に基づき整備する。

２　病院開設等に係る病床の種別に応じ、その病院又は診療所の所在地を含む２次医療圏又は本県の区域における既存の病床数が、医療計画において定める基準病床数に既に達している場合又は病院開設等の病床整備により基準病床数を超えることになる場合における病院開設等（以下「病床過剰医療圏等における病院開設等」という。）については、今後とも原則として認めない方針であり、計画中止を指導していく。

ただし、次の場合は、例外的に病院開設等を認めるものとする。

①　医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号。以下「規則」という。）第３０条の３３各号の規定による補正を行うことにより、既存病床数及び申請病床数に算定しない病床であることを確認した場合。

ただし、規則第３０条の３３第１項第１号に規定された医療型障害児入所施設及び療養介護を行う施設である病院の病床（以下「医療型障害児入所施設等」という。）については、医療型障害児入所施設等の指導基準（第５）の要件を満たすことを確認した場合。

②　法第３０条の４第１１項の規定に基づき、規則第３０条の３２の２第１項に規定する特定の病床（以下「特定病床」という。）の特例を適用するにあたっては、特定病床の指導基準（第６）の要件を満たすとともに、当該施設の医療従事者数、病床利用率等の実績や待機患者数等を勘案するほか、地域（基本的には２次医療圏の圏域であるが、医療機能により広域的になる）の既存の医療機能を強化してもなお、必要と認められるものであることを確認した場合。

③　法第３０条の４第１０項の規定に基づく特例を適用するにあたっては、第７に定める要件を満たすことを確認した場合。

３　一般病床等の病院開設等の許可にあたっては、愛知県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）を踏まえた病床整備を図る観点等から、各構想区域の地域医療構想推進委員会（以下「推進委員会」という。）の意見を聴く。

４　一般病床等以外の病床の病院開設等の許可にあたっては、必要に応じてこれら病床に関わる会議等の意見を聴く。

（病院開設等の取扱手順）

第３　病院開設等の取扱いの手順は、次のとおりとする。

（１）　特定病床又は法第３０条の４第１０項の規定に基づく特例（以下「特定病床等」という。）を除く病院開設等

①　事前の相談

病院開設等をしようとする者（以下「計画者」という。）から、当該病院等の所在地を管轄する保健所（以下「所管保健所」という。）に病院開設等の計画に係る相談があった場合は、所管保健所は当該計画が第４に掲げる基準に適合し、直ちに病院開設等の申請が行える状況など、計画が成熟していると認められる（公的病院等予算措置などの理由により着工までに一定の期間が必要な場合には、計画が確実なことを証する書類により計画の成熟性を確認する）ものとなるよう助言、指導する。

また、この場合、所管保健所は、計画者に、病院開設等所在地の地区医師会など地域の関係団体とその計画内容について協議するよう指導する。

なお、所管保健所は、当該計画に係る相談について、速やかに、その存する２次医療圏の基幹的保健所（瀬戸保健所、春日井保健所、清須保健所、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新城保健所及び豊川保健所のことをいう。以下同じ。）及び医療計画課に計画内容等を通知する。

②　病床整備計画書の提出及び送付

所管保健所は、事前の相談が終了した計画者に対して病床整備計画書（以下「計画書」という。様式１）を正本１部・副本１部提出させ、基幹的保健所へ副本を送付するとともに、計画書の写しを医療計画課へ送付し、協議するものとする。

③　推進委員会等の意見

ア　一般病床等

基幹的保健所は、所管保健所が医療計画課との協議後、推進委員会を開催し、当該計画について推進委員会の意見を聴き、計画書副本にその意見を付し医療計画課へ送付するとともに、計画者に書面でその意見を通知するものとする。

なお、推進委員会の意見を聴くにあたっては、基幹的保健所は計画者に推進委員会への出席を求め、計画者からの説明を踏まえた協議を行うよう努めるものとする。

イ　一般病床等以外の病床

医療計画課は、計画書の取扱いについて当該病床を所管する関係課室と協議するものとし、必要に応じてこれら病床に関わる会議等の意見を聴いた上で、計画者に書面でその意

見を通知するものとする。

④　医療審議会の意見

医療計画課は、推進委員会等の意見を聴いた計画のうち、第４に掲げる基準の適合性に疑義がある旨の意見が付された計画について、推進委員会等の意見を付して医療審議会の意見を聴くものとする。

⑤　保健所及び計画者への通知

医療計画課は、④の医療審議会の意見を踏まえ、計画の適否について基幹的保健所及び所管保健所に通知するものとし、所管保健所は、その内容を計画者に通知するものとする。

⑥　医療審議会等への報告

医療計画課は、基幹的保健所及び所管保健所に通知した計画について医療審議会に報告するものとする（医療審議会の意見を聴いた計画は除く）。また、所管保健所（基幹的保健所）は、医療計画課から⑤の通知があった計画について推進委員会等及び圏域保健医療福祉推進会議に報告するものとする。

（２）　特定病床等の病院開設等

①　事前相談

計画者から所管保健所に特定病床等の適用を受けて病床過剰医療圏等における病院開設等を行おうとする計画（以下「特定病床等計画」という。）の相談があった場合は、所管保健所は、計画者に、病院開設等所在地の地区医師会など地域の関係団体とその計画内容について協議するよう指導するものとする。なお、特定病床の計画については第４及び第６に掲げる基準、法第３０条の４第１０項の規定に基づく特例の計画については第４及び第７に掲げる基準を満たしているか確認した上で、医療計画課に取扱いについて協議するものとする。

②　厚生労働省への事前相談

医療計画課は、特定病床等計画について、厚生労働省へ事前相談を行うものとする。

③　特定病床等計画書の提出

医療計画課は、②の厚生労働省への事前相談の結果を所管保健所に連絡するものとし、特定病床等計画について、所管保健所は、計画者に対して特定病床等計画書（様式２）を正本１部・副本１部提出させ、基幹的保健所へ副本を送付するとともに、計画書の写しを医療計画課に送付するものとする。

④　推進委員会等の意見

ア　一般病床等

所管保健所（基幹的保健所）は、提出のあった特定病床等計画について、推進委員会の意見を聴き、計画書副本にその意見を付し医療計画課へ送付するとともに、計画者に書面でその意見を通知するものとする。

なお、推進委員会の意見を聴くにあたっては、基幹的保健所は計画者に推進委員会への出席を求め、計画者からの説明を踏まえた協議を行うよう努めるものとする。

イ　一般病床等以外の病床

医療計画課は、特定病床等計画の取扱いについて当該病床を所管する関係課室と協議するものとし、必要に応じてこれら病床に関わる会議等の意見を聴いた上で、計画者に書面でその意見を通知するものとする。

⑤　医療審議会の意見

医療計画課は、提出のあった特定病床等計画について、推進委員会等の意見を付して医療審議会の意見を聴くものとする。

⑥　厚生労働大臣との協議

医療計画課は、⑤の医療審議会の意見を踏まえ、厚生労働大臣協議を行うものとする。

⑦　保健所等への通知等

医療計画課は、⑥の厚生労働大臣との協議等を踏まえ、当該計画の適否について、基幹的保健所及び所管保健所に通知するものとし、所管保健所はその内容を計画者に通知するものとする。また、所管保健所（基幹的保健所）は、医療計画課から通知があった計画について推進委員会等及び圏域保健医療福祉推進会議に報告するものとする。

２　所管保健所は、前項の取扱いの各過程において当該計画が不適当であるとされた場合には、計画者に対して、当該計画の見直し、取り下げ等を行うよう指導するものとする。

なお、上記指導にもかかわらず、計画者から病院開設等の許可申請書が提出された場合は受理することとし、医療審議会の意見を聴いて法第３０条の１１に基づく勧告又は法第７条の２に基づく不許可処分を行う。

（審査基準）

第４　所管保健所は、次の基準を満たさないものに対しては、計画を自粛するよう指導する。ただし、診療所の病床については、この基準のうち第２号及び第３号は適用しない。

①　工事を必要とする場合、原則として許可後１年以内に確実に着工できる見込みがあること。なお、特に、資金計画において無理がない計画であることを確認すること。

②　開設許可病床に対する病床利用率が原則として８０％以上であること。ただし、特定病床等計画にあっては、増床によらなければ目的の病床整備が図られないことを確認すること。

③　医師、歯科医師及び看護師について法の標準数を満たしており、かつ、増床に対応して確実に充足する見込みがあること。

④　計画者が既に病院等を開設している場合は、直近の医療監視員による立ち入り検査において指摘された不適合事項が改善されていること。

⑤　地域医療構想の推進に反していないこと。

（医療型障害児入所施設等の指導基準）

第５　医療型障害児入所施設等の計画にあっては、第４に定める審査基準を満たすとともに、児童福祉施設の設備運営に関する基準（昭和２３年１２月２９日厚生省令第６３号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成１８年９月２９日厚生労働省令第１７４号）を満たしている（見込みである）ことを確認する。

（特定病床の指導基準）

第６　特定病床の計画にあっては、第４に定める審査基準を満たすとともに、規則第３０条の３２の２第１項各号、令和５年３月３１日付け医政発０３３１第１６号厚生労働省医政局長通知、平成１０年７月２４日付け指第４３号厚生省健康政策局指導課長通知及び平成２５年４月２４日付け医政指発０４２４第１号厚生労働省医政局指導課長通知により指導する。

（法第３０条の４第１０項の規定に基づく特例の指導基準）

第７　法第３０条の４第１０項の規定に基づく特例の計画にあっては、第４に定める審査基準を満たすとともに、医療法施行令第５条の３第１項各号、規則第３０条の３２各号、令和５年３月３１日付け医政発０３３１第１６号厚生労働省医政局長通知及び平成１８年６月９日付け医政指発０６０９００１号厚生労働省医政局指導課長通知により指導する。

（適用除外）

第８　次に掲げる場合は、原則としてこの要領の対象としないものとする。ただし、事前に医療計画課と協議すること。

①　病院又は診療所の開設者に変更があった場合であっても、その前後で病床の種別ごとの病床数が増加されないとき。

②　病院又は診療所が移転する場合（開設者が同じである病院又は診療所相互において病床が移動する場合を含むものとする。ただし、一般病床等にあっては「地域医療構想の進め方に関する考え方の整理について」（令和３年５月１１日付け３医計第１３１号 愛知県保健医療局長通知）に基づき、あらかじめ推進委員会で合意を得たものに限る。）であっても、その前後で、その病院又は診療所が存在する２次医療圏内の一般病床等の総数並びに県内の一般病床等以外の病床の数が増加されないとき。

③　病院を開設している者がその病院を廃止し、当該病院を開設していた場所において診療所の病床を設置する場合であっても、その診療所が存在する２次医療圏内の一般病床等の総数が増加されないとき。

④　病院又は診療所が一般病床等の病床の種別を変更する場合であっても、その前後で、その病院又は診療所が存在する２次医療圏内の一般病床等の総数並びに県内の一般病床等以外の病床の数が増加されないとき。

（許可後の指導）

第９　病院開設等が許可された規則第３０条の３３各号に規定する病床及び特定病床については、当該病床が許可された趣旨に沿って使用されていることを法第２７条の施設検査及びその後の医療監視員による立ち入り検査等の機会、あるいは医療計画課が行う既存病床数調査等において確認し、適切でない運用をされている場合には、厳格に指導するものとする。

（その他）

第１０　豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市における所管保健所は、それぞれ豊橋市保健所、岡崎市保健所、一宮市保健所及び豊田市保健所とする。

２　名古屋市については、医療計画課が所管保健所及び基幹的保健所の役割を担うものとする。

３　尾張西部医療圏については清須保健所、西三河北部医療圏については衣浦東部保健所、西三河南部東医療圏については西尾保健所が基幹的保健所の役割を担うものとする。

（附　則）

この要領は、平成１１年４月１日から施行する。

（附　則）

この要領は、平成１２年５月９日から施行し、平成１２年４月１日から適用する。

（附　則）

この要領は、平成１３年３月２６日から施行し、平成１３年３月１日から適用する。ただし、第３第１項②の改正規定は平成１３年１月６日から適用する。

（附　則）

この要領は、平成１４年４月１日から施行する。

（附　則）

この要領は、平成１５年４月１日から施行する。

（附　則）

この要領は、平成１５年９月１日から施行する。

（附　則）

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

（附　則）
この要領は、平成１８年４月１日から施行する。
（附　則）
この要領は、平成１９年１月１日から施行する。
（附　則）
この要領は、平成１９年４月１日から施行する。
（附　則）
この要領は、平成２０年１０月２８日から施行する。
（附　則）
この要領は、平成２３年５月２３日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。
（附　則）
この要領は、平成２４年４月１３日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。
（附　則）
この要領は、平成２５年８月１３日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。
（附　則）
この要領は、平成２６年４月１０日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。
（附　則）
この要領は、平成２９年４月３日から施行する。
（附　則）
この要領は、平成２９年７月２０日から施行し、平成２９年７月１４日から適用する。
（附　則）（平成３１年４月１日３１医計第５２号）
この要領は、平成３１年４月１日から施行する。
（附　則）（令和２年３月３０日３１医計第８４４号）
この要領は、令和２年３月３０日から施行する。
（附　則）（令和２年１２月２８日２医計第６６２号）
この要領は、令和２年１２月２８日から施行する。
（附　則）（令和３年４月１日３医計第１５３号）
この要領は、令和３年４月１日から施行する。
（附　則）（令和４年１０月３１日４医計第６８０号）
この要領は、令和４年１０月３１日から施行する。
（附　則）（令和５年１０月１３日５医計第７１６号）
この要領は、令和５年１０月１３日から施行する。